

原議保存期間	10年(令和16年3月31日まで)
有効期間	一種(令和11年3月31日まで)

警 視 庁 交 通 部 長
各 道 府 県 警 察 本 部 長 殿
(参考送付先)
警 察 大 学 校 交 通 教 養 部 長
各 管 区 警 察 局 広 域 調 整 担 当 部 長

警 察 庁 丁 規 発 第 3 1 号
令 和 6 年 3 月 1 5 日
警 察 庁 交 通 局 交 通 規 制 課 長

大規模災害発生時、在日米軍が災害対策に使用するため日本国内で調達した民間車両に対する緊急通行車両確認標章等の交付について(通達)

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第76条第1項の規定に基づく交通規制時における米軍車両(自動車番号標により、外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両)の位置付けについては、「大規模災害に伴う交通規制の実施について(通達)」(令和5年7月18日付け警察庁丙規発第26号、丙交指発第28号)において、緊急通行車両確認標章の掲示を要さない規制除外車両として整理しているところである。

他方で、在日米軍は、大規模災害発生時(政府の緊急災害対策本部が設置された場合)には、上記米軍車両のほかに災害対策に使用するため日本国内で民間車両を調達して運用する予定であることから、同車両は、これまで「大規模災害発生時、在日米軍が災害対策に使用するため日本国内で調達した民間車両に対する緊急通行車両確認標章等の交付について」(通達)(平成31年3月7日付け警察庁丙規発第26号)により、規制除外車両として取り扱うこととしているところ、引き続き、下記のとおり対応するので誤りのないようにされたい。

なお、本通達は令和6年4月1日から施行する。

記

1 対応

大規模災害発生時、在日米軍が災害対策に使用するため日本国内で調達した民間車両の位置付けについては、在日米軍車両と一体となって運用される特殊性及びその重要性に鑑み、「米軍車両」と整理し、緊急通行車両確認標章及び規制除外車両確認証明書(以下「標章等」という。)を交付することとする。

2 標章等の交付手続

(1) 交付申請の受付窓口

米軍基地を管轄する警察署

(2) 申請者

防衛省から米軍基地に派遣されている自衛官等

(3) 申請手続

在日米軍（自衛隊連絡官）が標章等の交付申請を行う場合は、「在日米軍使用車両一覧表」（様式）に必要事項を記載して提出させることとしている。

申請受理時は、「在日米軍使用車両一覧表」により車両情報等を確認後、既定の手続により作成した標章等を申請者に交付すること。

なお、本件について事前届出は受け付けない。

(4) 関係所属への情報提供

発災後、民間車両を調達する米軍基地が判明後、当課から関係所属に対して事前の情報提供を行う。

3 警察署への周知及び事務引継の徹底

本運用については、米軍基地を管轄する管下警察署に確実に周知するとともに、以後、手続に誤りがないよう事務引継を徹底すること。

様式

年 月 日

在日米軍使用車両一覧表

基地名:

担当者:

TEL

	登録番号(ナンバー)	用途(輸送人員又は品名)	車両の使用者		活動地域	備考
			住所	氏名又は名称		
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						